

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービス仲介業に係る制度整備

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：(新設) 改正 (拡充, 緩和), 廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：改正案

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2020年3月5日

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

本規制は、新たに業（登録制）を創設するものである。

なお、既存の仲介業（銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人等）においても、許可又は登録が求められている。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、新たに業を創設するものである。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスを仲介可能とする業を創設するとともに、利用者保護の観点から必要な規定を整備するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

仲介業者に特定の金融機関に所属することを求めない一方、仲介にあたって高度な説明を要する金融サービスの取扱いを制限すること等により、利用者保護を図る。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

利用者保護の観点から、仲介する金融サービスに応じ、誇大広告等を禁止するもの。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスを仲介可能とする業を創設するとともに、利用者保護の観点から必要な規定を整備するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設ける規定は存在しない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

(2) 問2と同様。

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。